

事務連絡  
令和5年3月29日

各都道府県福祉担当主管部（局）長 殿  
各市町村福祉担当部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
老健局認知症施策・地域介護推進課

「災害ケースマネジメント実施の手引き」の策定  
及び手引きに基づく取組について（周知）

平素より福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、自然災害が頻発する中、被災者の自立・生活再建を進めるためには、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援が重要であり、政府においては、内閣府を中心に関係各省が連携して、災害ケースマネジメントの取組を促進してまいりました。

今般、被災経験の無い地方公共団体でも災害時に適切に災害ケースマネジメントを実施できるよう、標準的な取組方法をまとめた「災害ケースマネジメント実施の手引き」が策定されました。

また、当該手引きの策定とあわせ、別添のとおり、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）から各都道府県防災担当主管部（局）長あて、『「災害ケースマネジメント実施の手引き」の策定及び手引きに基づく取組について（周知・依頼）』（内閣府防災府政防第570号）が発出されました。

福祉部局におかれても、手引き等を参考にし、防災部局その他の関係部局と連携し、発災後に円滑に災害ケースマネジメントを実施できるよう、平時の段階から準備を行っていただくようお願いします。

※災害ケースマネジメント：被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組。